

特定非営利活動法人日本核医学技術学会定款施行細則

第1章 会員の種別

(目的)

第1条 この細則は定款第6条に基づく会員の種別について定める。

(正会員)

第2条 正会員は定款第6条第1号に基づくものである。

- 2 正会員は、総会で議決権を行使することができる。
- 3 正会員は2期連続して総会に出席しなかったときは正会員の資格を喪失し、一般会員の資格を取得する。ただし委任状提出者及び書面表決者は総会に出席したものとする。なお、資格喪失時に本細則第18条に規定する評議員に選出されている場合は、それ以降の総会の出欠に関わらず、その任期満了をもって正会員の資格を喪失し、一般会員の資格を取得する。
- 4 定款第9条第5号により規定された一般会員は、2年を経過しなければ正会員となることができない。

(一般会員)

第3条 一般会員は定款第6条第2号に基づくものである。

- 2 一般会員は、総会での議決権を持たないが、他の権利は正会員と同一である。

(賛助会員)

第4条 賛助会員は定款第6条第3号に基づくものである。

- 2 賛助会員は本法人を賛助する目的のため入会した個人または団体で、本細則第66条の会費を納める。

(名誉会員)

第5条 名誉会員は定款第6条第4号に基づくものである。

- 2 名誉会員については、年1回、理事長が推薦する該当者がいる場合、理事会において審議をし、決定した場合は、総会で名誉会員証を贈呈する。

(会員種別の変更)

第6条 正会員と一般会員相互の会員種別変更は、所定の手続きにより異動することができる。

- 2 会員種別の変更は理事会の確認後に異動されたものとする。

(休会)

第7条 休会は、定款第13条に基づき、理事会の議決をもって承認される。

- 2 会員は、次に掲げる事由がある場合に休会を申請することができる。
 - (1) 1年以上にわたる国際ボランティア活動、留学または海外勤務
 - (2) 出産、育児又は介護
 - (3) 長期療養
 - (4) その他、理事会が正当と認めた事由
- 3 休会中は、次に掲げる会員としての権利を行使することができない。
 - (1) 評議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
 - (2) 正会員における総会での議決権

- (3) 本会が主催する学会及び研修会（セミナー）への会員価格での参加
- (4) 学術誌その他発行物の受領
- 4 休会の期間は事業年度単位とし、承認の翌年度より最大2年間までとする。期間終了後は、申請がない限り自動的に復会する。
- 5 会員は、申請により休会を途中で終了することができる。

第2章 評議員の選出

(目的)

第8条 この細則は定款第41条に基づく評議員の選出方法について定める。

(定義)

第9条 評議員は本細則第10条に規定する選挙によって選出される。

(資格)

第10条 入会后2年を経過し、評議員選挙年度の12月末日までに前年度までの会費を完納した正会員および一般会員は、3年目より評議員選挙に関する選挙権ならびに被選挙権を有する。

(告示)

第11条 選挙管理委員会は、評議員の選挙を開始する1カ月前までに会員の資格を審査し、選挙権及び被選挙権有資格者名簿を学会誌に告示しなければならない。

- 2 資格者を告示するときは、会員の都道府県を8地域に区分し、五十音順に並べる。
- 3 地域区分は次のとおりとする。

北海道	北海道
東北	秋田・岩手・青森・新潟・福島・宮城・山形
関東	東京・神奈川・千葉・茨城・栃木・埼玉・群馬・長野・山梨
北陸	福井・石川・富山
東海	静岡・愛知・岐阜・三重
近畿	大阪・滋賀・京都・奈良・和歌山・兵庫
中国四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・高知・愛媛
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

(方法)

第12条 評議員の選出は本細則第10条に規定する会員による直接投票とし、第14条に定める電磁的方法による投票により行う。

- 2 会員は電磁的投票システムに表示されている氏名の中から30人以内を電磁的方法により選出する。
- 3 選出の表示の方法については選挙管理委員会が別に定める。
- 4 投票はすべて電磁的方法にて行う。

(選挙期間)

第13条 評議員の選挙は総会の6ヶ月前までに行い、選挙期間は1ヶ月とする。

(電磁的投票システム)

第14条 電磁的投票システムには次の内容を含まなければならない。

- (1) 評議員の投票であること
 - (2) 五十音順に記載した資格者の氏名
- (開票)

第15条 開票は選挙期間の終了後1週間以内に行う。

- 2 開票は選挙管理委員会が行い、事務局が補佐する。
- 3 投票総数が選挙権を有する会員の5分の1に満たないときは無効とし、当該年度の評議員が引き続いてその任に当たる。

(判定)

第16条 有効な投票は次のとおりとする。

- (1) 投票日時が選挙期間内であること
 - (2) 電磁的投票システムが本細則第14条によること
 - (3) 投票された選出氏名が30人以内であること
- 2 無効な投票は前項以外のものとする。

(選出)

第17条 評議員の選出は地域ごとに行い、評議員選挙年度の12月末日までに前年度までの会費を完納した会員15人に1人の割合で選出する。

- 2 地域ごとに会員数を15で除して端数が生じた場合は、1人を加算する。
- 3 会員数が15人以下の場合は2人を選出する。
- 4 最下位が複数ある場合は会員歴をもって選挙管理委員会が決定する。
- 5 評議員数が100名を超える場合は、得票数の上位100名とする。

(選任)

第18条 評議員に選出された一般会員は1ヶ月以内に評議員に選任されたことを承認し、同時に正会員になる意思表示の確認通知を受けた時点で、事務局にて正会員への変更手続きを行う。正会員手続きが完了した時点で理事長が選任し、正式に当法人の評議員に選任されたものとする。

- 2 期日以内に正会員手続きへの意思が無かった場合、評議員の資格は無効となる。
- 3 正会員になれないものは評議員に選任されない。

(選任拒否)

第19条 評議員に選出された会員は評議員への選任を拒否することができる。

- 2 評議員に選出された会員で本細則第18条第2、3項、第19条第1項の当該会員が出た場合、当該会員への選挙結果を無効とし本細則第17条の次点のものを繰り上げて選出する。
- 3 繰上げ選出された会員で第2項の当該会員が出た場合、欠員は補充しない。

(報告)

第20条 選挙管理委員会は選挙結果を理事長に報告し、学会誌において公表する。

(任期)

第21条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(補充)

第22条 評議員の任期中に生じた欠員は補充しない。

第3章 理事の選出

(目的)

第23条 この細則は定款第16条に基づく理事の選出方法について定める。

2 本章での選出は理事候補である。

3 本細則第24条の理事候補は総会での承認後に選任とする。

(定義)

第24条 理事候補は選出理事候補と推薦理事候補とする。

2 選出理事候補は本細則第31条の方法に基づき選出される。

3 推薦理事候補は理事長または理事長候補が職種間の按分および本学会運営にとって有用な人材の登用を図る目的で評議員の中から推薦する。

4 理事長または理事長候補は推薦理事の補迫にあたり、被推薦者の氏名、所属、専門領域、推薦理由等を記載した名簿を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(選挙権)

第25条 評議員は、選出理事候補に関する選挙権を有する。

(方法)

第26条 選出理事候補者は本細則第17条により選出された評議員名簿の中から9人以内を電磁的方法により投票する。

2 投票は本細則第28条に定める電磁的方法による投票にて行う。

(期間)

第27条 理事の選挙は総会の4カ月前までに行い、選挙期間は2週間とする。

(電磁的投票システム)

第28条 電磁的投票システムには次の内容を含まなければならない。

(1) 理事の投票であること

(2) 本細則第17条により選出された評議員の氏名

(開票)

第29条 開票は選挙期間の終了後1週間以内に行う。

2 開票は選挙管理委員会が行い、事務局が補佐する。また、監事1名以上が立ち会う。監事が立ち会えない場合は1名以上の理事を代理人として指名する。

(判定)

第30条 有効な投票は次のとおりとする。

(1) 投票日時が選挙期間内であること

(2) 電磁的投票システムが本細則第28条によること

(3) 投票された選出氏名が9人以内であること

2 無効な投票は前項以外のものとする。

(選出)

第31条 開票により得られた上位9人を理事として選出する。

2 第9位が複数ある場合は会員歴をもって選挙管理委員会が決定する。

3 理事に選出された会員は理事への選任を拒否できる。

4 第31条第3項の当該会員が出た場合、当該会員への選挙結果を無効とし次点のものを繰り上げて選出する。

5 繰上げ選出された会員で第3項の当該会員が出た場合、第4項と同じ作業を行う。

(報告)

第32条 選挙管理委員会は選出の経緯ならびに結果を理事長に報告する。

(定員)

第33条 選出理事候補の定員は9人とする。

2 推薦理事候補の定員は3人を越えてはならない。

(選任)

第34条 選出理事候補および推薦理事候補は、総会にて理事候補の理事への選任について総会での承認を得た後に正式に当法人の理事に選任されたものとする。

第4章 理事長の選出

(目的)

第35条 この細則は定款第16条第2項に基づく理事長の選出方法について定める。

(選挙権)

第36条 本細則第31条で選出された理事候補は、理事長候補選出に関する選挙権を有する。

(方法)

第37条 理事長候補の選出は本細則第31条により選出された選出理事名簿の中から1人を電磁的方法により投票する。

2 投票は本細則第39条に定める電磁的投票システムにて行う。

(期間)

第38条 理事長の選挙は総会の2ヶ月前までに行い、選挙期間は2週間とする。

(電磁的投票システム)

第39条 電磁的投票システムには次の内容を含まなければならない。

(1) 理事長の投票であること

(2) 本細則第31条により選出された理事の氏名

(開票)

第40条 開票は選挙期間の終了後1週間以内に行う。

2 開票は選挙管理委員会が行い、事務局が補佐する。また、監事1名以上が立ち会う。監事が立ち会うことができない場合は1名以上の理事を代理人として指名する。

(判定)

第41条 有効な投票は次のとおりとする。

(1) 投票日時が選挙期間内であること

(2) 電磁的投票システムが本細則第39条によること

(3) 被投票者氏名が1人であること

2 無効な投票は前項以外のものとする。

(選出)

第42条 開票により得られた上位1人を理事長候補者として選出する。

2 得票数が同数である場合、本細則第39条に基づいた再投票にて上位1人を選出する。

3 前項にて決しない場合、年齢の若い者とする。

4 本細則第34条の総会にて前項の理事長が承認されなかった場合は、総会にて選任された理事の互選によって速やかに理事長を選任しなければならない。

(代務者)

第43条 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序による理事が、その職務を代行する。

(報告)

第44条 選挙管理委員会は選出の経緯ならびに結果を速やかに理事長に報告する。

第5章 監事の選出

(目的)

第45条 この細則は定款第15条第1項の監事の選出方法について定める。

2 本章での選出は監事候補である。

3 本細則第51条にて選出された監事候補は総会での承認後に選任とする。

4 監事の定員は2人とする。

(告示)

第46条 監事は告示による推薦公募とし、自薦他薦を問わない。

2 選挙管理委員会は、総会の4ヶ月前までに学会誌に告示として掲載しなければならない。

(資格)

第47条 監事の資格は、会員歴が10年以上であること。

2 理事経験者であること。

(推薦)

第48条 候補者推薦にあたっては、届出期間内に所定の推薦用紙をもって選挙管理委員会に届出なければならない。

2 推薦者は理事、もしくは評議員であること。

(受付)

第49条 監事の推薦受付は、総会の2ヶ月前までの2週間とする。

(審査)

第50条 選挙管理委員会は提出された推薦書に記載されている内容が所定の要件を満たしていることを確認する。

(推薦書)

第51条 監事の推薦にあたっては、次の内容を記載した推薦書にておこなう。

(1) 推薦状

1) 推薦者氏名

2) 推薦理由

3) 候補者承諾印

(2) 候補者身上書

- 1) 氏名
- 2) 生年月日
- 3) 勤務先名称ならびに住所
- 4) 学会歴
- 5) 主たる学術研究業績

(選考)

第52条 選挙管理委員会は受け付けた候補者を、理事会に報告する。

- 2 理事会は審議の上、最終候補者を選考する。
- 3 選出された候補者は、総会で承認を受ける。

(会員種別の変更)

第53条 一般会員の監事候補は、正会員への会員種別変更を行う。

(選任)

第54条 監事候補は、総会での承認後に監事に選任されたものとする。

(代務者)

第55条 監事に事故あるときは理事会において代務者候補を定める。代務者候補は総会にて承認を得た後に選任する。

(任期)

第56条 監事は、連続2期の選任を原則とする。

- 2 監事職務の継続性を考慮し、1期ごとに1人の監事の選任を行う。

第6章 大会長の選出

(目的)

第57条 この細則は大会長の選出方法について定める

- 2 大会長は年に一度の学術大会を開催、運営の任にあたる。

(告示)

第58条 大会長は会告による推薦公募とする。

- 2 選挙管理委員会は、推薦受付について学会誌に告示しなければならない。

(受付)

第59条 大会長の推薦受付は会誌に会告を掲載する。

(資格)

第60条 大会長の資格は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 会員歴が5年以上あること
- (2) 本会の評議員もしくは評議員経験者であること
- (3) 核医学専門技師または核医学専門技術者であること

(推薦)

第61条 候補者推薦にあたっては、以下の内容を記載した推薦用紙をもって選挙管理委員会に届出なければならない。

(1) 推薦状

- 1) 推薦者氏名
- 2) 推薦理由
- 3) 候補者承諾印

(2) 候補者身上書

- 1) 氏名
- 2) 生年月日
- 3) 勤務先名称ならびに住所
- 4) 学会歴
- 5) 主たる学術研究業績

2 推薦者は理事、評議員であること。

(選考)

第62条 理事会は候補者について審議し、大会長を決定する。

(報告)

第63条 理事長は会長の決定について、会誌にて会員に報告しなければならない。

(任期)

第64条 大会長の任期は選任より当該年度の総会終了までとする。

(代務者)

第65条 大会長に事故ある時は理事会において代務者を定める。代務者は大会長の当該任期を代行する。

第7章 会費

(会費)

第66条 正会員の入会金は2,000円、年会費は10,000円とする。

2 一般会員の入会金は2,000円、年会費は10,000円とする

3 正会員および一般会員のうち、若手世代の会員(学会の始期(9月1日)時点で満30歳未満)の年会費は半額を免除する。

4 正会員および一般会員のうち、シニア世代の会員(学会の始期(9月1日)時点で満65歳以上)の年会費は半額を免除する。

5 賛助会員の入会金は0円、年会費は200,000円とする。

6 名誉会員は入会金、年会費を免除する。

(免除)

第67条 次の場合において、会費を免除することができる。

2 休会が承認された会員は、最長2年間に限り会費を免除する。

(災害等に伴う措置)

第68条 会員が激甚災害またはこれに相当する災害等に被災した場合は、会員の申請に基づき、理事

会の承認を得て、1年を限度として年会費を免除することができる。

- 2 申請が承認された時点で当該年度の年会費が既に納入されている場合は、次年度の年会費を免除する。
- 3 前二項の適用期間中も、会員の権利および義務は維持される。
- 4 前項の申請は、災害発生から原則1年以内に行わなければならない。

第8章 運用規程

(規程)

第69条 本法人は別に定める規程により活動を行う

第9章 定款施行細則の改訂

(改訂)

第70条 この細則は理事会の議決により改訂できる。ただし、定款施行細則第7章に定める年会費の金額の変更については、総会の承認を得なければならない。

付則 この細則は当法人設立後より発行する。

- 2 平成21年 9月19日一部改訂
- 3 平成25年11月 7日一部改訂
- 4 平成26年 3月 8日一部改訂
- 5 平成29年10月 4日一部改訂
- 6 令和 6年 5月26日一部改訂
- 7 令和 6年11月 7日一部改訂
- 8 令和 7年12月15日一部改訂